

# としま賃上げ促進支援金 FAQ

1. 対象期間内に複数回の賃上げを行うことで賃上げ率を満たした場合は対象となりますか。

- ・ 対象外です。申請は1法人あたり1回限りとなります。

2. 対象となる事業者を教えてください。

- ・ 中小企業基本法第2条第1項に規定されている中小企業者(個人事業主を含む)
- ・ 区内に本店登記を有する法人 ※フランチャイズは対象外
- ・ 事業所を区内に有する個人事業主

3. 対象となる中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業について教えてください。

業種	中小企業者 (いずれかを満たす場合)	
	資本金の額 または出資の総額	常時使用する 従業員(※)の数
製造業、建設業、運輸業、その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

- ・ ただし、下記要件に該当する「みなし大企業」は除外します。

- ◆ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業(中小企業者以外の企業)が所有している中小企業者
- ◆ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- ◆ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

4. 人材確保支援金・訪問介護支援金との取り扱いは？

- ・ 当補助金の対象となる法人の場合は申請可能。なお、下記支援金との併給は不可とします。

- ◆ 人材確保支援金(介護サービス事業所)
- ◆ 訪問介護支援金(介護サービス事業所)
- ◆ 人材確保支援金(障害福祉サービス事業所)

5. 4月支給分の賃上げをした場合、対象となりますか。

- ・ 対象となります。賃上げ対象期間(4月1日~12月15日)内に前月比3%以上賃上げしていれば対象となります。

6. 複数の法人を経営している場合、法人ごとに対象となりますか。

- ・ 対象となります。ただし複数の法人で同じ従業員が雇用されている場合はいずれか1法人のみの賃上げ率が対象です。

7. 複数店舗で経営している場合、店舗ごとに対象となりますか。

- ・ 法人単位での申請となりますので、区内に複数店舗を経営していても申請は1回限りです。  
ただし、法人の代表者が個人事業主としても事業を行っている場合は、法人・個人事業主別々で申請が可能です。

8. 本店登記が区外にあり、営業所が区内にある場合、給付対象者となりますか。

- ・ 対象外です。区内に本店登記を有する中小企業が対象です。

9. 本店登記が区内にあり、区外の事業所・店舗に勤務している従業員は、給付対象者となりますか。

- ・ 対象外です。区内に所在する事業所・店舗に勤務している従業員のみを対象とします。

10. 給付対象となる従業員の条件を教えてください。

- ・ 対象となる法人や個人事業主に雇用されている「正規従業員(正規雇用労働者)」及び「非正規従業員(正規雇用労働者以外の労働者)」で、賃上げ対象期間に定められた率以上の賃上げを実施した従業員。

◆正規従業員(正規雇用労働者)

期間の定めのない契約により雇用され、雇用保険、厚生年金保険に加入している者。

◆非正規従業員(正規雇用労働者以外の労働者)

「正規従業員」以外の者で、雇用保険に加入している者。

- ・ 常時使用する従業員とは、労働基準法第20条に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」とし、以下に該当しない者とします。

- (1)会社役員、個人事業主
- (2)日々雇い入れられる者
- (3)2か月以内の期間を定めて使用される者
- (4)季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者
- (5)試の使用期間中の者

11. フリーランスの方と業務委託契約を結んで、業務の進め方や納期を細かく指示するなど、実質雇用になっている場合は対象となるか？

- ・ 対象外です。